

平成 29 年 2 月 16 日
調査及び立法考査局
農林環境調査室・課

平成 24 年改正後の動愛法の課題・論点

1. 動愛法の制定と改正の経緯

- 「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動愛法」）は、昭和 48 年 9 月に「動物の保護及び管理に関する法律」という名称で議員立法により制定され、その後平成 11 年、平成 17 年、平成 24 年に改正された（表 1）。

表 1 動愛法の制定と改正の経緯

昭和 48 年	議員立法により「動物の保護及び管理に関する法律」制定
平成 11 年	「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更（平成 12 年 12 月 1 日施行） 動物取扱業の規制、飼い主責任の徹底、罰則の強化等
平成 17 年	一部改正（平成 18 年 6 月 1 日施行） 動物取扱業の規制強化、実験動物への配慮、罰則の強化等
平成 24 年	一部改正（平成 25 年 9 月 1 日施行） 終生飼養の明文化、動物取扱業の適正化、罰則の強化等

（出典）東京弁護士会公害・環境特別委員会編『動物愛護法入門－人と動物の共生する社会の実現へ－』民事法研究会、2016, pp.6-7 に基づき筆者作成。

2. 動愛法の概要

（1）動愛法の対象動物

- 法律上明記されていないが、飼養動物（人の占有・所有下におかれた動物）全般
- 個々の条文ごとにその対象動物の範囲は異なる（表 2）。

表 2 動愛法の条文ごとの対象動物の範囲

条文	内容	対象動物
2 条	基本原則等	動物一般
5 条	基本指針	動物一般
6 条	動物愛護管理推進計画	
10-24 条	動物取扱業の規則	哺乳類、鳥類、爬虫類 (畜産・実験用を除く)
25 条	周辺の生活環境保全のための勧告措置	哺乳類、鳥類、爬虫類 (畜産・実験用を除く)
26-33 条	特定動物の飼養規制等	動物一般 (政令により哺乳類、鳥類、爬虫類を規定)
35 条	都道府県による犬及び猫の引取り	犬、猫
36 条	負傷動物等の発見者による通報の努力義務 都道府県等による負傷動物等の収容	犬、猫等
37 条	犬・猫の所有者に対する繁殖制限の努力義務	犬、猫
40 条	動物を殺す場合の苦痛軽減の努力義務	動物一般
41 条	動物を科学上の利用に供する場合の方法等	動物一般
44 条	殺傷・虐待・遺棄の禁止	愛護動物 ^(注1)

(注 1) 次の①又は②の動物。①：牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる。②：①以外で人が占有している哺乳類、鳥類又は爬虫類。

（出典）衆議院調査局環境調査室「動物の愛護及び管理をめぐる現状と課題」2012.8, p.5.に基づき筆者作成。

(2) 動愛法の理念

(i) 目的

①動物の愛護

：動物の虐待や遺棄の防止、動物の適正な取扱い、動物の健康や安全の保持

②動物の適切な管理

：動物による危害の防止、生活環境保全上の支障の防止、人への迷惑の防止

⇒最終目的：人と動物の共生する社会の実現

(ii) 基本原則

- ・全ての人は、動物をみだりに虐待しないというだけでなく、人と動物が共生していくように、動物の習性をよく知り、適正に取り扱うようにしなければならない。
- ・動物を取り扱う場合、適切な給餌および給水、必要な健康管理、飼養または保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(3) 動物取扱業者に関する主な規定

- ・第一種動物取扱業者（営利目的で動物を取り扱う業者）の義務
：都道府県知事等の登録、基準の遵守、販売に際しての現物確認と対面説明等
犬猫等販売業者には追加で犬猫等健康安全計画の提出、子犬・子猫の販売規制等
- ・第二種動物取扱業者（非営利で動物を取り扱う団体等）の義務
：都道府県知事等への届出、基準の遵守等
- ・都道府県等は立入検査を行い、問題がある場合には改善勧告・命令等を行う。

(4) 飼い主に関する主な規定

- ・飼い主等の責務
：動物の適切な管理、できる限り動物が命を終えるまで適切に飼養（終生飼養）等
- ・多頭飼育の適正化
：多頭飼育による周辺環境の悪化、動物虐待のおそれ
⇒都道府県知事等が改善勧告・命令
- ・危険な動物（特定動物）の飼養規制
：都道府県知事等の許可、マイクロチップ等による個体識別措置等

(5) 行政に関する主な規定

(i) 国

- ・「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」を策定。
- ・家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物の飼養・保管等基準を策定。

(ii) 地方自治体

- ・都道府県は「動物愛護管理推進計画」を策定。
- ・都道府県等は犬や猫の所有者から引取りを求められた場合、引き取る義務。ただし、動物取扱業者からの引取りや、終生飼養の原則に反している場合は拒否可能。

(6) 主な罰則

- ・愛護動物のみだりな殺傷：2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
- ・愛護動物の虐待・遺棄：100万円以下の罰金

3. 動愛法の主な課題・論点

(1) 動物取扱業の適正化

(i) 現状

- ・平成 24 年改正：都道府県等が動物取扱業者からの犬猫の引取りを拒否可能に
⇒犬猫を有料で引き取る業者が出現。悪質な業者による虐待・遺棄事件も発生。

(ii) 今後の課題・論点

- ・登録制から許可制への強化
- ・飼養施設や繁殖制限措置に係る具体的な数値基準の設定
：ケージの大きさ、犬猫の繁殖年齢や回数の制限等

(2) 週齢規制

- ・幼齢の子犬や子猫を生後早い段階で親兄弟から引き離してしまうと、適切な社会化がなされず、成長後に問題行動（吠え癖やかみ癖など）を起こしやすくなる。ドイツや英国、米国の一州等では、8 週齢（生後 56 日）未満の犬の流通・販売等は禁止。
- ・平成 24 年改正：出生後 56 日を経過しない犬猫の販売等禁止
平成 24 年改正法附則：改正法の施行時（平成 25 年 9 月 1 日）から 3 年間は「45 日」
それ以降は「別に法律に定める日」まで「49 日」
「別に法律に定める日」は改正法施行後 5 年以内に検討
- ・北海道札幌市・埼玉県三郷市：8 週齢規制を条例で努力義務化

(3)マイクロチップの義務化

- ・動愛法では、動物の所有者は、自分の所有であることを明らかにするために、マイクロチップ等の識別器具の装着等を行うよう努めるべきとされている。
- ・平成 24 年改正の際、販売動物へのマイクロチップ装着の義務化が検討された。
マイクロチップの普及率の低さや「狂犬病予防法」（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく登録制度との整合性の取り方等の問題から、義務化は見送られた。
- ・平成 24 年改正法附則
：改正法施行後 5 年を目途に販売用の犬猫等へのマイクロチップ義務化を検討

(4) 実験動物の取扱い

(i) 現状

- ・実験動物及び動物実験は、各省庁の基本指針等に基づき、研究機関等が自主管理
- ・平成 24 年改正の際、自主管理体制の見直しが議論
⇒最終的に動物実験に直接関わる法改正は実施されず。
- ・平成 24 年改正にあたっての衆参両院における付帯決議
：実験動物の福祉の実現に努めることなどを明記

(ii) 今後の課題・論点

- ・3R の原則の義務化
：動物実験の世界的な標準原則：3R の原則（①Reduction；使用数の削減、②Refinement；苦痛の軽減、③Replacement；代替法・動物を使わない方法への置き換え）
動愛法 41 条で 3R の原則について規定しているが、いずれも「できる限り」と限定的で、かつ②苦痛の軽減以外の①③は義務ではなく配慮規定。

- ・動物実験施設の届出制等の導入
- ・実験動物生産業者の動物取扱業への業種追加

(5) 自治体の収容施設

- ・収容施設や管理に係る具体的な基準の設定
：自治体の収容施設については全国共通の基準がなく、地域格差が大きい。
- ・適切な殺処分の具体的な手法に係る基準の設定

この他、①虐待の定義の明確化、②地域猫活動など、飼い主のいない猫の繁殖制限の取組に対する公的支援の法的位置づけ、③犬猫等の不妊去勢手術の義務化などが、課題・論点として挙げられている。

【参考資料】

- ・東京弁護士会公害・環境特別委員会編『動物愛護法入門一人と動物の共生する社会の実現へー』民事法研究会, 2016, pp.6-7, 11-15, 135-161.
- ・環境省自然環境局総務課動物愛護管理室「動物愛護管理法の概要と取組について」（中央環境審議会動物愛護部会（第42回）資料1）2016.3.1.
<<http://www.env.go.jp/council/14animal/y140-42/mat01.pdf>>
- ・環境省「動物の保護及び管理に関する法律のあらまし 平成24年改正版」2014.3.
<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/1903/pdf/full.pdf>
- ・衆議院調査局環境調査室「動物の愛護及び管理をめぐる現状と課題」2012.8.
- ・「犬猫流通 監督できていますか 自治体の業者規制 本社調査」『朝日新聞』2017.1.29.
- ・「改正動物愛護法3年 問題事例続く 扱う業者への規制 なお不十分」『朝日新聞』2016.9.27.
- ・「犬猫 生後8週までは親元に 札幌市、「飼い主の努力義務」全国初の条例化へ」『朝日新聞』2016.1.31.

担当：農林環境課 鈴木良典